



第5章

施策の展開



1. 計画の推進体制
2. 住民参加と情報発信
3. 施策の体系図
4. 『ゆいまーるにしはら
わらびプラン 2015』
対象年齢一覧表
5. 基本目標の展開

第5章 施策の展開

1 計画の推進体制

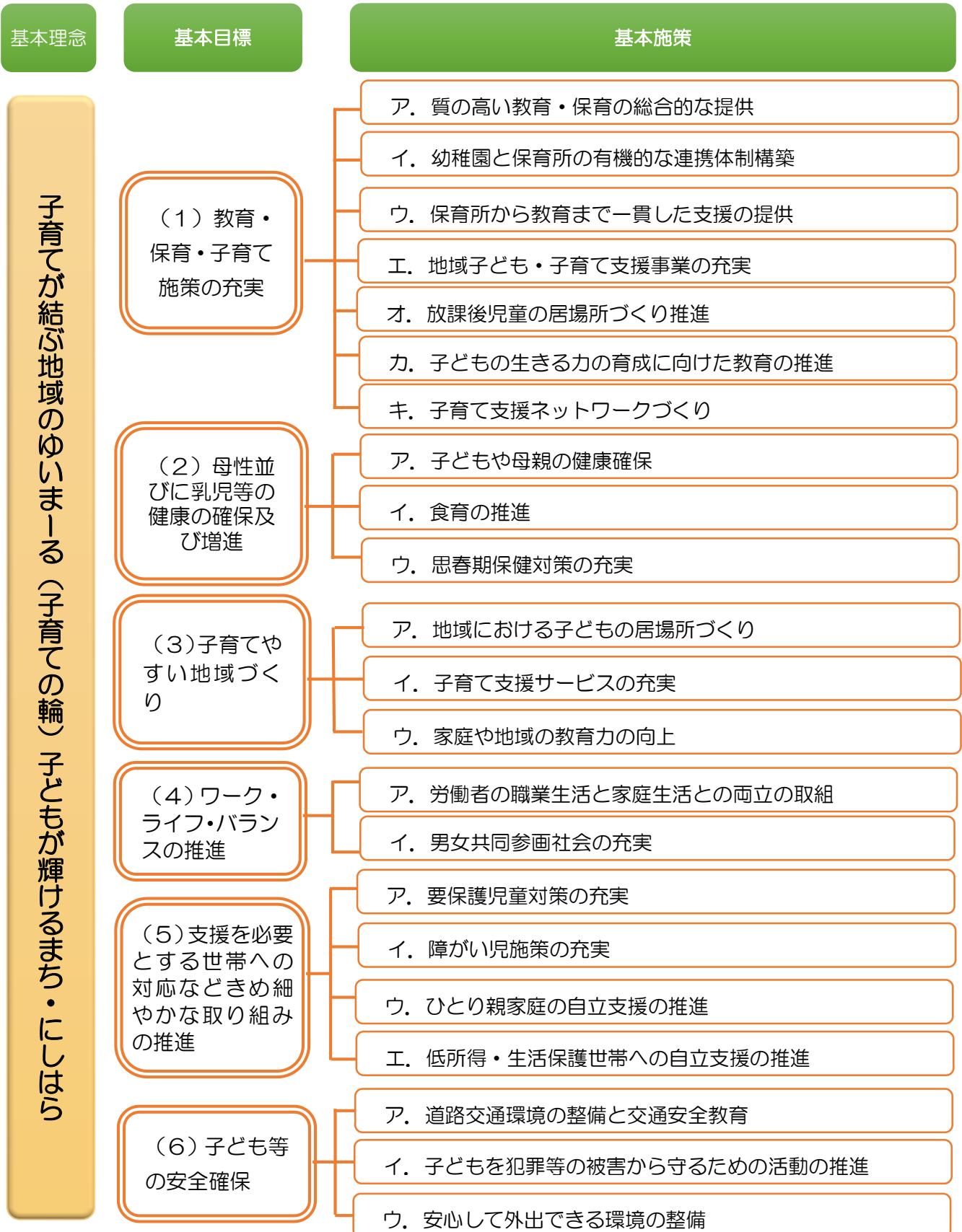
本計画の推進にあたって、町内関係機関（保育所（園）・幼稚園などの子育て支援事業、学校、企業、住民、家庭、企業、事業所等）と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組んでまいります。また、社会情勢など急速な変化にも柔軟に対応しながら事業に反映させ、新たな課題にも積極的に取り組み、早期解決を目指します。

2 住民参加と情報発信

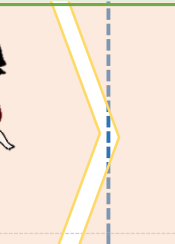
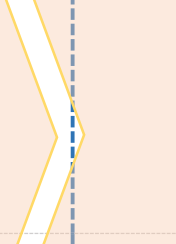
本計画の推進にあたっては、地域全体で子育てをすることを重点においています。そのために、子育てされている家庭を始めとして、町内関係機関、町民全体へ、よりニーズに合った情報の提供を積極的に行えるよう努めます。



3 施策の体系図



『ゆいまーるにしたら わらびプラン 2015』 対象年齢一覧表

	 妊娠・出産	 0歳	 1歳	 2歳	 3歳	 4歳	 5歳	 6歳	 7歳	 8歳	 9歳	 10歳	 11歳	 12歳	 13歳	 14歳	 15歳	 16歳	 17歳	
(1) 教育・保育・子育て施策の充実	ア-(ア)実施予定の幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期【85-87pp】																			
	ア-(イ)幼稚園教諭・保育士の人材確保と育成向上の取組【88p】																			
	ア-(ウ)認可外保育施設への支援【88p】																			
	ア-(エ)私立幼稚園への支援の推進【88p】																			
	ア-(オ)家庭的保育事業の実施【89P】																			
	イ.幼稚園と保育所の有機的な連携体制構築【89P】																			
	ウ.保育から教育まで一貫した支援の提供【89P】																			
	エ-(ア) 利用者支援事業【92p】																			
	エ-(イ)妊婦健康診査【92p】																			
	エ-(ウ)乳児家庭全戸訪問事業【93p】：生後4か月まで																			
	エ-(エ)延長保育事業【93p】																			
	エ-(オ)、(カ)一時預かり事業【94p】																			
	エ-(キ)養育支援訪問事業【95p】																			
	エ-(ク)ファミリー・サポート・センター事業【95p】																			
	エ-(ケ)子育て短期支援事業【96p】																			
	エ-(コ)病児・病後児保育事業【96p】																			
	エ-(サ)地域子育て支援拠点事業【97p】																			
	エ-(ス)実費徴収に係る補足給付を行う事業【98p】																			
	エ-(セ)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【98p】																			
	エ-(シ)放課後児童健全育成事業【97p】																			
	オ-(ア)放課後児童クラブの充実【99p】 オ-(イ)児童館活動の充実【99p】 オ-(ウ)放課後児童クラブと地域との連携の推進【99p】 オ-(エ)放課後子ども総合プランの推進【100p】																			
	『カ-(ア)学力の定着・向上』、『カ-(イ)家庭学習の推進』、『カ-(ウ)読書活動の推進』、『カ-(エ)情報教育の充実』、『カ-(オ)道徳教育の充実』、『カ-(カ)多様な体験活動の充実』、『カ-(キ)キャリア教育の推進』、『カ-(ク)国際理解及び英語教育の推進』、『カ-(ケ)体育の授業の充実』、『カ-(コ)運動部活動の推進』、『カ-(サ)運動・スポーツ環境の充実』、『カ-(シ)健康指導の推進』、『カ-(ス)生活リズムの確立』、『カ-(セ)模範意識・マナーの育成』【101-104pp】																			
	カ-(ソ)地域に開かれた学校づくり【105p】 カ-(タ)教職員の指導力の向上【105p】 カ-(チ)学校の安全対策の充実【105p】																			
	カ-(ツ)幼稚園教育振興アクションプログラムの策定【106p】																			
	キ-子育て支援ネットワークづくり【106p】																			

	 妊娠・出産  0歳 1歳 2歳  3歳  4歳 5歳  6歳  7歳 8歳  9歳 10歳 11歳  12歳 13歳 14歳  15歳 16歳 17歳
フ・バランスの推進 (4) ワーク・ライフ	ア- (ア) 少子化対策普及啓発の推進 【119p】 ア- (イ) 多様な働き方の推進 【119p】 ア- (ウ) 労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るための雇用環境の整備 【119p】 ア- (エ) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 【120p】 イ- (ア) 男女が共同した働きやすい環境づくりの推進 【120p】 イ- (イ) 男女共同参画社会の啓発 【120p】 イ- (ウ) 男女平等意識の育成 【120p】
かな取り組みの推進 (5) 支援を必要とする世帯への対応などきめ細	ア- (ア) 要保護児童対策地域協議会の活動の充実 【121p】、 ア- (ウ) 訪問による虐待防止活動の推進 【121p】、 ア- (イ) 虐待発見機能の向上 【121p】、 ア- (エ) 養育支援訪問事業の推進 【121p】 『イ- (ア) 健診による発達の支援が必要な子どもの発見精度の向上・充実』、『イ- (イ) 親子通園事業の充実』、『イ- (ウ) 親子療育事業の実施』、『イ- (エ) 健診後等支援体制の確立』、『イ- (オ) 発達支援保育の充実』【123pp～124pp】 イ- (カ) 療育の連続性の確保 【125p】 イ- (キ) 放課後児童クラブの障がい児預かりの充実 【125p】 イ- (ク) 特別支援教育の充実 【125p】 ウ- (ア) 母子・父子家庭医療費助成 【126p】 ウ- (イ) 児童扶養手当の支給 【126p】 ウ- (エ) 相談・情報提供の充実 【126p】 ウ- (ウ) 保育所(園)優先入所推進 【126p】 エ- (ア) 就学援助事業の推進 【127p】 エ- (イ) 低所得者等世帯への学習支援の推進 【127p】
子ども等の安全の確保 (6)	ア- (ア) 交通安全環境の点検・整備推進 【128p】 ア- (イ) 交通安全思想の普及啓発 【128p】 ア- (ウ) 交通安全教育・指導の推進 【129p】 イ- (ア) 夜間パトロールの推進 【129p】 イ- (イ) 地域防犯体制の構築 【129p】 イ- (ウ) 防犯指導の充実 【129p】 イ- (エ) 防犯環境の整備 【129p】 ウ- (ア) 子育てにやさしい整備等の充実(ユニバーサルデザイン) 【130p】 ウ- (イ) 行事等における子育て支援 【130p】

5 基本施策の展開

(1) 教育・保育・子育て施策の充実

ア 質の高い教育・保育の総合的な提供

(ア) 実施予定の幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

■ 区域設定

本町の現状は、教育（幼稚園）、保育（保育所）、地域子ども・子育て支援事業ともに区域設定はなく、全域となっており、本計画においても本町を1行政区域単位と捉えます。

■ 量の見込み推計方法

平成26年1月に内閣府が提示しました「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を参考に算出を行いました。

算出手順としては、平成25年12月に実施しました「西原町 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果から対象となる子どもの父母の有無、就労状況（月あたりの就労下限時間：64時間）から「家庭的類型」を求め、さらに、母親の将来の働き方の変更から「潜在的家庭類型」を求めました。この潜在的家庭類型と人口推計、今後の利用意向率を用いて、量の見込みを算出しました。

また、0歳児の量の見込みについては、母親の育児休業の取得状況等を考慮した数値となっております。

■ 量の見込み推計結果

図表5-1 本町の教育・保育の量の見込み（平成27年度から平成31年度）

（単位：人）

	3号認定 （保育の必要性あり）			2号認定（保育の必要性あり）						1号認定 （保育の必要性なし）		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
	保育を希望						学校教育を希望					
平成27年度	134	269	263	301	234	102	19	65	157	25	67	78
	1303						241			170		
平成28年度	133	269	263	297	232	100	19	64	154	24	66	76
	1294						237			166		
平成29年度	133	266	263	298	229	100	19	63	153	24	66	76
	1289						235			166		
平成30年度	132	265	260	297	229	98	19	64	151	24	66	75
	1281						234			165		
平成31年度	130	263	259	294	229	99	19	63	151	24	65	75
	1274						233			164		

■ 実施予定の幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 現在の確保内容	保育所（園）については、1カ所の公立保育所と9カ所の私立保育所があり、平成25年度については、1,040名の「保育に欠ける子ども」を保育しています。 また、幼稚園については、4カ所の公立幼稚園と1カ所の私立幼稚園があり、平成25年度では合計346名（私立8名）の幼児を保育しています。 保育所（園）の待機児童では、平成25年度で47名となっています。
② 今後の確保内容	今まで保育所に入所できる基準は、「保育に欠ける子」を対象にしておりましたが、平成27年度からは「保育を必要とする子」に移行するため、教育・保育のニーズ量が高まると予測されます。そのため、本町では、既存の保育所（園）での受入体制を整備し、さらに、小規模保育事業の普及を推進してまいります。 本計画期間は「待機児童ゼロ」を目指して、「学校教育・保育の提供体制」を整えていきます。さらに、公立幼稚園の施設型給付の移行により、「学び・生活・精神」の3つの自立の視点からお互いの教育を見直し、連続性・一貫性のある教育をめざします。 〈具体的な整備計画〉 【平成27年度】 ◆ 認可保育園の分園1園を整備し、さらに、既存ある認可保育園の施設改修を1園行う予定となっています。それにより、新たに、3号認定が33名（0歳児：9名、1・2歳児：24名）確保の予定となっています。 【担当部署：福祉課】 ◆ 小規模保育事業の1園を整備予定となっています。それにより、新たに、3号認定が12名（0歳児：3名、1・2歳児：9名）確保の予定となっています。 【担当部署：福祉課】 ◆ 認定こども園、家庭的保育事業については、実施について検討してまいります。 【担当部署：福祉課・教育総務課】 【平成28年度】 ◆ 認可保育園1園の新設を予定しております。想定として3号認定が50名（0歳児：9名、1歳児：20名、2歳児：21名）、2号認定が50名（3歳児：25名、4歳以上：25名）の確保を予定しております。 【担当部署：福祉課】 ◆ 小規模保育事業の2園を整備予定となっています。それにより、新たに、3号認定が24名（0歳児：6名、1・2歳児：18名）確保の予定となっています。 【担当部署：福祉課】

図表5-2 町全域の教育・保育量の見込みと確保内容

(単位：人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ	3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ
		0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)	0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)
①量の見込み		134	532	637	241	170	133	532	629	237	166
②確保の内容	教育・保育施設	132	510	647	210	227	141	551	697	210	227
	地域型施設	3	9	0	0	0	9	27	0	0	0
差引 ②-①		1	▲13	10	▲31	57	17	17	68	▲27	61

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ	3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ
		0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)	0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)
①量の見込み		133	529	627	235	166	132	525	624	234	165
②確保の内容	教育・保育施設	141	551	697	210	227	141	551	697	210	227
	地域型施設	9	27	0	0	0	9	27	0	0	0
差引 ②-①		17	49	70	▲25	61	18	53	73	▲24	62

		平成 31 年度				
		3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ
		0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)
①量の見込み		130	522	622	233	164
②確保の内容	教育・保育施設	141	551	697	210	227
	地域型施設	9	27	0	0	0
差引 ②-①		20	56	75	▲23	63

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

(イ) 幼稚園教諭・保育士の人材確保と育成向上の取り組み

教育・保育のニーズ量の拡大には、その担い手となる人材の確保が重要課題であり、保護者が子どもを安心して預けるために、幼稚園教諭・保育士の質の維持・向上が望まれています。

幼稚園教諭・保育士の確保については、採用に関する事業の整備と見直しを行います。

保育士・幼稚園教諭の専門性を高めるために各園や園外の研修体制を確立し、人材育成研修の充実を図り、ネットワークの構築、保育従事者の定着性を促す取り組みを県と連携して整備していきます。また、保育所（園）の運営に関して、自己評価・外部評価の実施を検討します。

さらに、認可保育園の保育士における幼稚園教諭資格取得の促進を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

(ウ) 認可外保育施設への支援

本町の 10 カ所の認可外保育施設に対し、施設職員及び乳幼児の処遇改善のために、県の補助事業と連動して、①乳幼児健康診断費、②職員健康診断費、③調理員検便費、④給食費、⑤乳幼児の賠償責任保険料、⑥行事費、⑦職員研修費用、⑧施設改修費、⑨保育材料費等を補助しており、今後とも継続していく必要があります。

また、新制度への移行も含め、地域型保育給付の推進を図ってまいります。さらに、認可化に向けて努めてまいります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(エ) 私立幼稚園への支援の推進

本町は、幼稚園教育の振興と私立幼稚園の 3 年保育の促進を図るために、私立幼稚園が入園料及び保育料を減免する場合に保護者の所得に応じた補助金を私立幼稚園に交付し、児童の保護者の経済的負担の軽減を図っています。

今後は、新制度への移行も含め、協力体制の強化・支援を行ってまいります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

（オ） 家庭的保育事業の実施

待機児童解消の一環として、また、家庭のライフスタイルに対応した柔軟な保育サービスを確保するために、保育士又は看護師の資格を有する保育者の居宅において、少人数の低年齢児（主として3歳未満児）を保育する家庭的保育事業について、財源確保と併せて検討します。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
未実施	福祉課	継承実施

イ 幼稚園と保育所の有機的な連携体制構築

認定こども園への移行と普及に係る考え方については、公立・私立幼稚園と公立保育所・私立保育園の連携の必要性を検討し、推進するための課題とその解決などの調査研究会を行います。その際、本町での認定こども園の新規参入の推進及び支援や、普及に関する方法等も検討を行います。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
-	福祉課・教育総務課	新規

ウ 保育から教育まで一貫した支援の提供

現在は、子どもの発達や学びの連続性を重視し、幼稚園と小学校の連携による異年齢交流を進めています。今後は、保育・教育の連続性・一貫性のため、幼稚園・保育所（園）・小学校・関係機関等の一層の連携の整備を行うとともに、情報の共有化を図ります。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
-	福祉課・教育総務課	新規

エ 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域・子ども子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要となっています。

また、放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、放課後児童クラブ、児童館等との連携を行い、幅広い居場所づくりに努めてまいります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課・教育総務課	新規

図表5-3 地域子ども・子育て支援事業（イメージ図）



(ア) 利用者支援事業（新規）

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。
現 状	—
方 針	平成 28 年度の実施に向けて、平成 27 年度では実施体制の整備に努めます。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	新規

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所
確保の内容 ②	〇 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所
差引 ②－①	▲1 力所	〇 力所	〇 力所	〇 力所	〇 力所

(イ) 妊婦健康診査

事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行う。
現 状	妊娠初期から出産まで 14 回の妊婦健診を公費で実施しています。
方 針	ハイリスク妊産婦の早期把握のために、妊婦健診を行う医療機関に対し、ハイリスク妊婦の早期情報提供を要請するとともに、医療機関と連携した妊婦への支援の充実を図ります。
担 当 課	福祉課（母子保健係）
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	5,558 人回	5,502 人回	5,488 人回	5,432 人回	5,404 人回
確保の内容 ②	・実施場所：医療機関等 ・検査項目：国の定める基準による ・実施時期：通年				

(ウ) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業内容	生後 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
現 状	生後 4 ヶ月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を母子保健推進員や保健師が訪問し、子育てに関する不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行っています。 なお、本事業で継続的な支援が必要と判断された家庭については、継続的な支援を実施しています。
方 針	訪問拒否や不在世帯のリストを作成し、世帯の状況の把握に努め、訪問実績率 100%を目指して、実施体制の強化に努めます。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	376 人	372 人	371 人	368 人	365 人
確保の内容 ②	・実施体制（H26.4 現在）：母子保健推進員 20 人、保健師 4 人 ・利用料：無料				

(エ) 延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
現 状	町立保育所 1 カ所、私立保育園 9 カ所、合計 10 カ所で実施しています。
方 針	全ての希望者を受け入れます。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	661 人	656 人	652 人	648 人	645 人
確保の内容 ②	661 人	656 人	652 人	648 人	645 人
差引 ②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(オ) 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育事業）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。 幼稚園型：現行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定こどもの園児を主な対象として実施
現 状	町内にある全ての公立幼稚園（4カ所）で実施しており、定員数は210名となっております。利用時間帯は平日14時から18時まで、長期休業中（夏季・春季・冬季）：8：15～18：00です。
方 針	引き続き事業の実施を行い、保育の質の確保や保育の内容の充実を図ります。また、預かり保育の時間の延長等を検討していきます。
担 当 課	教育総務課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	2号認定	56,950人日	56,229人日	55,879人日	55,604人日	55,430人日
確保の内容 ② ¹²		54,600人日	54,600人日	54,600人日	54,600人日	54,600人日
差引 ②-①		▲2,350人日	▲1,629人日	▲1,279人日	▲1,004人日	▲830人日

(カ) 一時預かり事業（その他）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。
現 状	西原白百合保育園、さざなみ保育園、さうんど保育園の3カ所で実施しており、利用定員は1日5名程度（月15日を限度）です。利用可能時間帯：平日8時から17時までです。
方 針	認可園創設時等に合わせ、一時預かり施設を併設できるように調整を進め、施設数の増加を図ります。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①		8,359人日	8,292人日	8,245人日	8,196人日	8,151人日
確保の内容 ②	保 育 園	3,900人日	3,900人日	3,900人日	3,900人日	3,900人日
	ファミサポ ¹³	3,000人日	3,000人日	3,000人日	3,000人日	3,000人日
差引 ②-①		▲1,459人日	▲1,392人日	▲1,345人日	▲1,296人日	▲1,251人日

¹² 210名×5日（1週間）×52週（1年間）

¹³ 3カ所×5名×5日（1週間）×52週（1年間）

(キ) 養育支援訪問事業

『支援を必要とする世帯への対応などきめ細かな取り組みの推進』にて詳細を記載)

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
現 状	現時点では事業として実施はしていませんが、一部養育に関する相談や助言、要保護児童対策協議会と連携として支援を実施しています。
方 針	平成 28 年度の実施に向けて、平成 27 年度では、実施時期及び仕組み・内容等を検討、実施体制の整備に努めます。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	新規

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	88 人	88 人	88 人	88 人	88 人
確保の内容 ②	0 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所

(ク) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
現 状	(公財) 沖縄労働者福祉基金協会に委託し、育児の支援を受けたい人(お願い会員)と育児の援助を行いたい人(サポート会員)のマッチングを実施しています。 本事業は、平成 24 年 4 月 1 日から、近隣 3 町村(西原町、与那原町、中城村)の広域連合で実施しています。
方 針	広域的な設置を視野に入れ、適切な事業実施体制を構築しております。今後は、サポーターの資質向上、充実を図り、助成範囲を拡大できるように努めます。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	2,700 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人
確保の内容 ②	2,700 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人
差引 ②ー①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(ケ) 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。
現 状	-
方 針	実施時期及び仕組み・内容等を検討します。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	新規

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	657 人日	652 人日	648 人日	644 人日	641 人日
確保の内容 ②	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差引 ②-①	▲657 人日	▲652 人日	▲648 人日	▲644 人日	▲641 人日

(コ) 病児・病後児保育事業

事業内容	病児・病後児保育事業は、児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。
現 状	平成 13 年度から医療法人ひまわり会 太田小児科医院で「乳幼児健康支援一時預かり事業」として病後児保育を実施、平成 20 年度より「病後児保育事業」として継続で行っています。平成 22 年度からは、西原町・与那原町・中城村の三町村広域で開始しています。
方 針	利用しやすいよう届出体制を整備し、周知を図ります。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	990 人日	982 人日	976 人日	970 人日	966 人日
確保の内容 ②	990 人日	982 人日	976 人日	970 人日	966 人日
差引 ②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(サ) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
現 状	めぐみの広場(西原白百合保育園内)、まんぼうはうす(さざなみ保育園分園内)、西原児童館、西原東児童館、坂田児童館の5カ所で実施しています。
方 針	必要に応じて「西原町子育て支援ネットワーク会義」や関係機関・団体と連携した支援を行い、子育て支援機能の充実を図ります。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1,920 人回	1,914 人回	1,904 人回	1,890 人回	1,878 人回
確保の内容 ②	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所

(シ) 放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
現 状	放課後児童クラブについては、4小学校区の 10 カ所(補助交付団体:8 カ所)で実施しており、児童館は、3 小学校区の 3 カ所で実施しております。
方 針	公設・民設で小学校区ごとに放課後児童クラブを整備することを検討します。また、西原南小学校区において、新たな児童館の開設を検討しています。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	低学年	531 人	561 人	559 人	556 人	549 人
	高学年	135 人	131 人	131 人	130 人	131 人
確保の内容 ②		9 力所	10 力所	11 力所	12 力所	13 力所

(ス) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
現 状	—
方 針	実施時期及び仕組み・内容等を検討します。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	新規

(セ) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
現 状	—
方 針	実施時期及び仕組み・内容等を検討します。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	新規

オ 放課後児童の居場所づくりの推進

(ア) 放課後児童クラブの充実

本町には、10カ所の学童クラブがあり、そのうち補助金交付団体は8カ所となっております。補助金を受けていない学童に対して、運営資金の安定化を図るうえから県への補助金交付団体の増数要求を引き続き行いたいと思います。

子どもたちが安全で豊かな放課後を過ごせる居場所づくりを促進するとともに、安心して利用できるように仕組づくりなどの利用料軽減や、地区バランスに配慮した未設置地区への増設についても検討していきます。

平成23年7月に西原町学童保育連絡会が発足し、月に一度の定例会を開催し、行政も交えて意見交換を行っています。平成26年度からは西原町学童保育連絡協議会として、活動しています。

今後とも、各種情報の提供や指導員の研修等の支援を行うとともに、各学童クラブの活動状況について意見交換等を行う場を確保します。さらに、学童の運営安定のためにも補助体制の充実や、学童への支援を続けます。

次世代後期の実施状況 (平成22年度～平成26年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成27年度～平成31年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 児童館活動の充実

子どもが授業終了後に、安全で健やかに過ごせる居場所づくりを確保し、子ども達にとって魅力ある活動の場を提供していきます。さらに、厚生員研修を充実させ資質向上を図ります。

また、西原南小学校区において、新たな児童館の開設を検討します。

次世代後期の実施状況 (平成22年度～平成26年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成27年度～平成31年度)
実施	福祉課	継承実施

(ウ) 放課後児童クラブと地域との連携の推進

近隣の自治会及び地域公民館と放課後児童クラブが連携し、子どもの放課後の居場所作りが提供できる体制づくりを検討します。

さらに、公民館での放課後子ども教室の実施に向けて体制づくりについても検討します。

次世代後期の実施状況 (平成22年度～平成26年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成27年度～平成31年度)
未実施	福祉課・教育総務課・ 生涯学習課	新規

(エ) 放課後子ども総合プランの推進

①放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育総務課と福祉課の具体的な連携に関する方策

教育委員会と福祉課の連携による児童の放課後の居場所づくりに関する施策の基本的な方向性・予算措置等実務的な事項に関する方針等を協議する「運営委員会（仮）」の設置を検討します。

「運営委員会（仮）」では、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施により、子どもの安全・安心な放課後の居場所づくりが効果的・効率的に行われるよう、各関係者が連絡調整・協議し、共通認識をもつ場とします。

②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

①の「運営委員会（仮）」等において、生活の場としての「放課後児童クラブ」、学びの場としての「放課後子ども教室」の位置づけを再確認します。その上で、児童の安心・安全な居場所づくり及び健全育成の観点から、望ましい事業間連携の在り方、事業連携にあたっての方向性の検討、財源・人員等の確保など事務的な面における検討・協議・調整などを図り、効果的な事業実施を図ります。

ただし、放課後子ども総合プランで示されている放課後子ども教室との一体化又は連携を念頭に、状況に応じ整備量を決定します。

③小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

本町における小学校の余裕教室等、放課後児童クラブ・放課後子ども教室に利用可能かスペースの有無について、学校施設の使用状況を精査するとともに、自治会事務所やその他公共施設の使用状況・地域人材の状況など、地域資源を活用した両事業の実施可能性等について、実態把握を行い、希望するすべて子どもに安心・安全な放課後の居場所づくりを推進します。

④放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

エ. 地域子ども・子育て支援事業の充実の（シ）の「放課後児童健全育成事業」の数値を目標事業量とします。

⑤放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画

放課後子ども教室の整備に関しては、放課後児童クラブとの運営状況・事業者意向や、国・県の施策動向を見据え整備について検討します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課・教育総務課・ 生涯学習課	新規

カ 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進

■ 確かな学力の定着

(ア) 学力の定着・向上

少人数指導やチームティーチング、習熟度別指導など、「分かる授業」、「参加する授業」の展開を通して、子どもの学習意欲を高め、確かな学力の定着と向上を図ります。

自発的な学習の基礎・基本となる読み・書き・計算能力の向上を図るために、漢字や計算等の反復練習や読書活動の推進など学習指導の工夫や改善・教材の開発を行います。

大学と連携し、理科学習における専門的な立場からの指導方法や学習支援などを活用して児童の興味や関心など個々に応じたきめ細かい学習指導の充実を推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(イ) 家庭学習の推進

「6：30 運動」や「早寝・早起・朝ごはん」運動など、望ましい生活習慣の形式を図る取り組みと併せ、家庭と連携した家庭学習や家庭読書の定着を推進します。

毎年 6 月と 11 月の家庭学習強化月間において、家庭学習の啓発と定着のための活動強化を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(ウ) 読書活動の推進

読書活動の向上を図るため、PTA やボランティアによる本の読み聞かせを推進するとともに、学校図書館の利用促進や町立図書館と連携した読書への興味・関心を高める取り組みを推進します。また、家庭での読書習慣の定着を啓発するとともに、「読書月間」における読書活動の推進強化を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(エ) 情報教育の充実

情報化社会における情報機器やインターネットの活用能力の向上とネット上のモラルを身につけ、教育資源として主体的な学習に役立たせることができるよう、専門機関等との連携も視野に入れた情報教育の充実を図ります。また、各教科を通して、情報機器の有効活用を推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

■ 豊かな人間性の育成

(オ) 道德教育の充実

学校の教育活動全体を通じて、道徳的意識の育成を図ります。また、心に響く、感動を伴う学習を工夫し、児童生徒が自らの生き方を主体的に考えるように道德教育の工夫を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(カ) 多様な体験活動の充実

子ども達が体験活動を通して、コミュニケーション力の向上やたがいに認め合える人間関係や社会性の育成を図るために、家庭や地域及び関係機関・団体等と連携した、環境、福祉、平和、交流、野外活動など多様な体験活動の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(キ) キャリア教育の推進

働くことの意識を理解し、望ましい職業観を身につけさせるとともに、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるために、家庭や地域の理解・協力を得て、職場体験学習や多様な専門職等の講話を行うなど、キャリア教育の推進を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(ク) 国際理解及び英語教育の推進

英語教育を通して国際理解を深めるために、今後とも英語指導助手を各小学校に派遣し英語教育の充実を図ります。また、異文化の生活に触れたり、体験する場の充実を図ります。外国への興味関心を高め、英語コミュニケーション能力を伸ばすために、今後とも、「英語ストーリーコンテスト」を開催します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

■ 健康・体力の育成

(ケ) 体育の授業の充実

子ども達が、明るく活力のある生活を営み、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育成するため、体育の授業における指導方法の工夫・改善を進め、授業の充実を図ります。また、今後とも新体力テストや泳力調査を通して体力向上を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(コ) 運動部活動の推進

学校の運動部活動については、外部指導者の活用や対外試合、大会参加を支援します。また、地域の関係機関・団体等と連携しバスケット、バレーボール、野球などのスポーツ教室の開催や各種スポーツ大会を開催します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(サ) 運動・スポーツ環境の充実

地域の運動・スポーツ施設や施設の整備を進め、運動・スポーツ環境の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(シ) 健康指導の推進

学校保健統計調査や子どもの生活実態等を踏まえ、発達段階や個々に応じた指導を家庭と連携して行い、健康の保持増進を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

■ 基本的な生活習慣の形成

(ス) 生活リズムの確立

子どもの生活習慣に関する調査結果を取りまとめ、実態を地域に公表するとともに、家庭や地域において子どもの望ましい生活リズム（生活習慣）について普及啓発を図り児童生徒の望ましい生活リズムの確立を進めます。学校教育全体を通して就寝時間、起床時間、帰宅時間、食事等生活リズムや食の大切さについて指導の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課・生涯学習課	継承実施

(セ) 模範意識・マナーの育成

学校教育全体を通して、あいさつをする、他人に迷惑をかけない、いじめをしない・させない、道具の準備や後片付け、公共のものを大切にする、身の回りの整理整頓や自他のものを大切にするなど模範意識やマナーの育成及び指導の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

■ 信頼される学校づくり

(ソ) 地域に開かれた学校づくり

今後とも、幼稚園から、中学校までの学校教育全般について、研究実践報告書や学力向上対策協議会広報誌及び町のホームページ等により地域への情報公開と説明を果たします。学校評議員や学校評価委員会の意見及び学校経営の評価を地域に公表するとともに、保護者や地域の意向を踏まえた、学校経営の改善を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(タ) 教職員の指導力の向上

教職経験に応じた研修、幼・小・中学校の合同研修会や交流授業の研究会等の校種間連携教育の推進等を通じて、教職員の専門性や指導力の向上を図ります。教職員評価システムにより、教職員の資質・教員能力を一層高めるために、教職員評価システムにより、教職員の資質・教育能力を一層高めるために、教職員の自己評価を十分分析するとともに、評価者と教職員の面談時間を十分に確保し、適切な評価・指導を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(チ) 学校の安全対策の充実

「危機管理マニュアル」の周知徹底を図り、校内の定期点検や不審者対策等必要な危機管理対策を講じます。

幼稚園、学校施設について、定期検査など必要な検査を実施し、危険箇所については、改修や改善を図り、子ども達の安全を確保します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

■ 幼稚園教育の充実

(ツ) 幼児教育振興アクションプログラムの策定

幼児教育を地域の実情に応じて効果的・計画的に行うため、幼児教育の条件整備に関する総合的な実施計画として、「幼児教育振興課アクションプログラム」の策定について検討します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

キ 子育て支援ネットワークづくり

平成 15 年 4 月に旧健康衛生課の立ち上げから継続している子育てネットワーク会議です。構成機関は、福祉課・教育総務課・産業課・生涯学習課・企画財政課及び保育所（町立・認可園）・児童館・障がい児通園デイサービス「あゆみ」・各幼稚園・西原町学童保育連絡協議会です。

この会議は、子育て支援に係る関連機関が一同に集まり横の連携が取りやすく、各担当部署の事業報告や連絡および意見交換や相談等を交えながら、参加者全員が子育てについて話合う場として定着してきています。

また、行政側が各種子育て事業の情報提供を当会議で行うことで、確実に伝わり、保育士の参加もあるため、母子保健の専門的な内容などの情報提供や相談にも対応できる場となっています。

今後は、制度改革も踏まえ、会議の持ち方の検討充実を図る必要があります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(2) 母性並びに乳児等の健康の確保及び増進

ア 子どもや母親の健康確保

(ア) 親子健康手帳の交付時の指導

親子健康手帳の交付時には、保健師または栄養士による面談を実施し、妊婦健康診査の受診勧奨や食生活、飲酒、喫煙等の生活習慣を踏まえた、妊娠中の健康管理について指導を行います。

また、アンケート等を活用して若年、多胎、家庭基盤の問題等があるハイリスク妊婦の把握を行い、地区担当保健師へ情報共有し必要な助言・指導及び継続的な支援を行います。妊娠の届け出は、11週までに行うように継続した広報を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 妊婦訪問指導の推進

親子健康手帳交付時に、妊娠や出産に関する不安を聴取し、ハイリスク妊婦（特に若年）においては地区担当の保健師へつなぎ、産後まで継続した支援ができるように関わっています。

今後とも、ハイリスク妊婦を優先的に訪問し、安心して出産を迎えられるよう、必要に応じて関係機関等と連携した相談指導の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ウ) 新生児訪問指導の推進

母親の育児に関する心構えや健康管理、相談及び新生児の発育、栄養、疾病予防など母子の健康管理について、必要な指導・助言を行います。

また、新生児出生届による訪問依頼については、委託助産師による訪問指導を行っており、若年出産の場合は積極的に相談指導を行い、地区担当保健師が継続して支援しています。

第一子の訪問は、全数訪問を目標に支援を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(エ) 乳児訪問指導の推進

虐待防止や障がい早期発見を注視する家庭及び疾病があり、健康管理の必要性が高い母親がいる家庭への訪問を優先的にを行い、乳児の発育や母親の産後の健康状態を把握し、必要な助言・指導を行います。

現在は、医療機関から情報提供があった世帯について、地区担当保健師の関わりとともに、新生児訪問やこにちは赤ちゃん事業をとおして関わるようにしています。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(オ) 乳幼児健康診査の充実

乳幼児健康診査の受診率向上を図るため、健診の重要性について町の広報誌やホームページ等により周知を図るとともに、通知により健診案内を行います。

また、新生児訪問指導やこにちは赤ちゃん事業等においても、受診勧奨を行うほか、未受診者については、母子保健推進等による受診勧奨を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(カ) むし歯予防対策の充実

幼児期からのむし歯予防の対策について、保護者の周知徹底を図るために、各種広報手段の活用や保育所（園）等と連携した歯の健康管理の意識啓発を強化します。

今後も、歯科健診の際には歯科衛生士を配置し、歯の健康について相談指導を図るとともに、フッ素塗付の普及啓発を図ります。

1 歳 6 カ月児健診において、2 歳児歯科健診の必要性を周知させ、受診勧奨を行います。

保育園や幼稚園との連携を検討します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(キ) 予防接種率の向上

各種保健事業や広報手段及び周知等により予防接種の周知と接種勧奨を行うほか、「西原町子育て支援ネットワーク会議」を通して、保育所（園）、幼稚園等の関係組織による接種呼びかけを行います。また、乳幼児健診や就学児健診で未接種児の保護者への接種勧奨も引き続き行います。

転入手続きの際、子育て中の子がいる家庭については、母子保健窓口への案内を強化し、予防接種の履歴等子育て支援に必要な情報の把握及び情報の提供を行います。

学校側とも連携を取りながら、接種向上を目指します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ク) 予防接種被害者調査委員会の推進

年 1 回の「予防接種被害調査委員会」を開催し、本町の予防接種の被害について調査するほか、予防接種率の向上や知識の普及啓発について検討します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ケ) ベビースクールの充実

出生届の際や新生児訪問、「こんにちは赤ちゃん事業」、健診等で参加促進を図ります。また、「運動」の講座への参加を促すとともに、開催時間の調整を図るなど、参加しやすい環境づくりを進めます。

講座で使う教材については、見たり、触れたりすることで具体的に実感することができ理解が深まるよう、インパクトのある教材の確保に努めます。

育児に関する情報のほか、地域の児童館や子育て支援施設、育児サービス等のニーズに応じた情報を提供します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(コ) 母子保健推進員の活動の充実

研修や実務を通して、また、意見交換等を開催することで、推進員の資質向上を図ります。
また、推進員の確保は、募集案内のほか地域の関係機関・団体等と連携し、確保に努めます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(サ) 乳幼児の事故予防対策の推進

各種母子保健事業において、乳幼児の事故防止のための指導やパンフレットの配布、パネルの展示、幼児の視野体験めがねの活用等を行うとともに、事故予防及び事故が起きた場合の対処について分かりやすい教材の開発や確保に努めます。

地域全体における乳幼児の事故防止を推進するため、住民への事故予防対策の知識の普及啓発を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(シ) 相談への対応の充実

乳幼児健診で栄養その他の相談において、相談時間が十分でないケースについて、後日、来所や訪問等により相談ができるよう、保護者の理解・協力を得るものとします。

今後とも、各種事業で相談を受けるほか来所、電話による相談に対応します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ス) 小児医療費助成事業の推進

小児等の疾病の早期発見・早期治療により、小児等の健全な育成を支援するために、4歳未満の入院・通院等の治療費及び4歳～中学校卒業前の入院治療費の自己負担分の全部または一部を助成します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

イ 食育の推進

(ア) 離乳食実習の推進

離乳食はこれからの食生活の基盤となるためその重要性を理解してもらう必要があります。離乳食の作り方や知識等の普及啓発を図るため、ベビースクールにおける離乳食実習を今後とも開催するとともに、内容の充実を図ります。また、新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業、健診等において離乳食実習への参加を促します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 保育所（園）・幼稚園における食育の推進

各保育所（園）・幼稚園においては、今後とも作物の栽培を通して食への関心を高めるとともに、収穫した作物をみんなで食べることで、食べることの楽しさを感じてもらえる取り組みを推進します。

また、「西原町子育て支援ネットワーク会議」を通して関係課と連携した食育の推進を図るほか、その他、関係機関とも連携し親子への食に関する講座等を開催するなど、食育の普及啓発を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課 教育総務課	継承実施

(ウ) 学校における食育の推進

児童生徒一人ひとりの望ましい食習慣の形成を図るために、教科や給食時間、行事など、教育活動全体を通して、食指導を積極的に行うとともに、栄養教諭や給食センターの栄養士等を活用した食育の充実を図ります。

成長期にある児童生徒にとって、心身ともに健康な生活を送る上で基本となる正しい食習慣の形成を、家庭や地域と連携して実践していきます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(エ) 食生活改善推進の活動充実

食生活改善員の活動支援や連携した食育の推進を図ります。また、正しい食習慣の普及啓発の体制強化を図るため、人材の確保・養成を進めます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・健康推進課	継承実施

(オ) 「農業体験カレープロジェクト」の推進

親子で農業体験を通して収穫の喜びを感じるとともに、食の大切さについて学ぶ機会として、今後もプロジェクトを推進していきます。

また、プロジェクトを通して、地域の関係団体、関係機関が連携する地域連携システムを構築し、食育と農業を融合したまちづくりを推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	産業課	継承実施

(カ) 食育推進基本計画の策定

地域住民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を取得し、健全な食生活を営むために、「西原町食育推進基本計画」を平成 28 年度までに策定します。また、母子保健、保育所（園）、幼稚園、学校及び関係機関・団体等が進める食育に関わる取り組みを取りまとめるとともに、体系化し、相互連携による総合的・計画的な推進を図るものとします。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	健康推進課	継承実施

ウ 思春期保健対策の充実

(ア) 思春期保健学習の充実

学校においては、今後とも児童生徒が性に関する健全な意識や知識を習得するとともに、命の大切さを知り、自他を大切にする心や父性、母性の育成が図れるよう関係機関とも連携した学習の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(イ) 飲酒・喫煙・薬物乱用対策の充実

関係機関と連携し、飲酒・喫煙や薬物乱用などの、心身の健康に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実を図ります。

また、地域や家庭と連携し、子どもの前で喫煙しないことや居酒屋などの大人が飲酒・喫煙する場に、子どもを連れていかないことの意識啓発を強化します。薬物については、日頃から家庭においてもその危険性を周知させるために、保護者への薬物に関する知識の普及も図ります

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課・健康推進課	継承実施

(ウ) スクールカウンセラーの活用の充実

児童生徒へのカウンセリングの充実を図るため、スクールカウンセラーがいない場合でも可能な範囲で対応できるように、スクールカウンセラーと学校との連携を密にします。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(エ) 教育相談員の充実

今後とも各学校に教育相談員を派遣し、児童生徒や保護者からの相談に対応します。

問題行動などで支援が困難なケースについては、専門機関と連携した指導・助言を行うほか、必要に応じて、スクールカウンセラーとの連携も図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(3) 子育てしやすい地域づくり

ア 地域における子どもの居場所づくり

(ア) 地域との連携、公民館の活用

放課後児童健全育成事業だけでは、増大するニーズへの対応は困難なため、放課後児童の活動を支えるグループを支援するとともに、社会福祉協議会や子ども会、自治会及び地域公民館の利用等地域の関係団体等と連携した放課後児童の居場所づくりを推進します。

さらに、夏季・春季の長期休暇についても、児童・生徒の居場所づくりを検討します。

園行事や体験活動を通じて、園児の豊かな人間性を育成していくため、地域との一層の連携を進めます。また、幼稚園就園後の園児が地域と積極的に関わられるよう、地域との連携体制を密にします。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
未実施	教育総務課	継承実施

(イ) 町内教育機関との連携の推進

町内の公的施設等を利用し、地域活動と町内の小中学校が連携して、子どもの居場所づくりを推進します。

さらに、町内の琉球大学、沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学などの高等教育機関と連携を推進し、学生ボランティアの人材を確保し、内容の充実も図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課	新規

イ 子育て支援サービスの充実

(ア) 児童館活動の充実

児童が放課後も健全に安心して過ごせる場として、これからも、子ども達にとって魅力ある活動を推進していきます。そのため、厚生員研修を充実させ資質向上を図ります。

また、地域に開かれた親しみやすい児童館づくりを進め、保護者をはじめ地域の人材やボランティア等に児童館とのかかわりを促し、自然体験活動や社会見学、館外活動など、より多彩な活動ができることをめざします。

西原南小学校区において、新たな児童館の開設を検討します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 中央公民館の活動の充実及び利用促進

子ども達の多様な活動の場として、子どもや親子を対象とした講座を開催するほか、子ども達のサークル活動の育成支援を図ります。

放課後の居場所づくりも含め、子ども達が公民館を身近に感じ、いつでも気軽に訪れることができるよう、家庭や学校と連携して公民館の周知と利用を促すとともに、子ども達の意見を取り入れた講座等を開催します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(ウ) 図書館子育て支援活動の推進

図書館を親子で気軽に訪れることができ、紙芝居や絵本の読みきかせなどを通して、子どもの読書への関心を高めるとともに、親子で楽しく過ごせる子育て支援の場を推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(エ) 子育て情報の提供の充実

今後とも出産・育児、子育てに関わりのある関係課や施設及び関係団体等による情報提供を行うとともに、従来の情報に加え、子育て家庭のニーズを踏まえた多様な情報が可能な範囲で提供できるよう、「子育てガイドブック」や町のホームページ等の内容の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(オ) 児童手当の支給

家庭における子育ての経済的な支援の充実を図るために、中学校終了までの児童を対象に、児童手当を支給します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

ウ 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育学級の推進

今後とも、子育て家庭のニーズを踏まえ、子ども達の健やかな成長に資する講座の開催や親子ふれあい交流等を通して、家庭におけるしつけや子どもとの接し方等について、保護者の知識やスキルの向上を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(イ) 家庭教育の相談支援の充実

保護者の子育てに関わる多様な相談に対し、教職員による相談支援や教育相談員、スクールカウンセラー及び関係機関等と連携した対応の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(ウ) 家庭・地域教育部会の活動推進

西原町地域ぐるみ学力向上対策協議会の家庭・地域教育部会においては、家庭をはじめ、自治体、PTA、婦人会、子ども会等と連携を図り、学習環境の改善、基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化を図るための活動を実践していきます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(エ) 教育の日の普及啓発

本町の教育環境の充実・発展を図るために、今後とも「西原町教育の日」における、教育実践発表会や教育講演会等を通して、教育に対する地域住民の関心を高め、家庭・学校・地域社会が連携して、子ども達が健やかに成長するまちづくりを推進する気運を醸成します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(オ) 青少年健全育成の意識啓発推進

大人が自分を省みて、子どもの手本となるよう努めるとともに、「地域の子どもは地域で育てる」との意識を持ち、子どもの健全育成のために必要な社会環境の改善に立ち上がる地域づくりを推進するために必要な社会環境の改善に立ち上がる地域づくりを推進するために、今後とも青少年健全育成の意識啓発を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課・教育総務課	継承実施

（４）ワーク・ライフ・バランスの推進

ア 仕事と子育ての両立

（ア） 少子化対策普及啓発の推進

少子化対策や、子育て支援のための職業生活と家庭生活のバランスの必要性について、地域や事業所への普及啓発を図ります。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
実施	産業課	継承実施

（イ） 多様な働き方の推進

保護者が仕事の時間と家庭生活の時間のバランスがとれるよう、労働時間の短縮、フレックスタイムの導入、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得率の向上など、多様な働き方が選択できる職場環境の整備について、町の広報誌やホームページ等により広報啓発を行います。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
実施	産業課	継承実施

（ウ） 労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るための雇用環境の整備

現代社会においては、すべての人が性別・年齢に関わらずその能力を十分に発揮できるよう、多様な働き方が実現できる働きやすい職場環境を整備していくことが課題となっています。

本町では、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るために、沖縄県、地域の企業、労働団体、沖縄県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連動し、地域の実情に応じた取り組みを進めてまいります。さらに、各種法制度や親の働き方に関するパンフレット、ポスター、冊子、チラシ等により地域や事業所への広報啓発を進めてまいります。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
-	産業課	新規

(エ) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町は、保護者が産休・育休明け希望の時期に円滑に教育・保育、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して的確な情報提供を行えるような体制を整備します。

また、育児休業中の保護者が保育所の入所時期を考慮して、育児休業の所得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、本町では育児休業の満期取得を促進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課	新規

イ 男女共同参画社会の実現

(ア) 男女が共同した働きやすい環境づくりの推進

職場における固定的な性別役割分担や慣行等の意識を改め、女性が働きやすい職場づくりを進めるために、事業主に対し男女共同参画についての認識を深めるための啓発を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	企画財政課	継承実施

(イ) 男女共同参画社会の啓発

「西原町女性行動計画（さわふじプラン）」と連動して、家庭、地域、事業所に対し、家事・育児や介護などで男女共に参画するための意識啓発を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	企画財政課	継承実施

(ウ) 男女平等意識の育成

今後とも、学校における男女混合名簿の使用をはじめ教育活動全体を通して、男女がお互いの人権を認めあい、対等な立場で社会参加が図れることの意識を形成していきます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	企画財政課・教育総務課	継承実施

(5) 支援を必要とする世帯への対応などきめ細かな取り組みの推進

ア 要保護児童対策の充実

(ア) 要保護児童対策地域協議会の活動の充実

要保護児童への適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者等が、要保護児童に関する情報の交換及び適切な連携のもとで、今後とも支援や援助が必要な子どもやその家庭に対して適切で効果的な支援・援助を行います。

虐待等要保護児童への対応の充実を図るために、人員体制の強化とコーディネート機能の充実を図ります。地域への虐待防止の広報啓発を強化し、国民の虐待に対する通告義務の周知徹底を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 虐待発見機能の向上

乳幼児健診での虐待の発見機能の向上を図るために、関係機関と連携し、問診による判断基準の統一を図るとともに、健診マニュアルの改善を進めます。また、研修等により健診スタッフのスキル向上を図ります。保育所（園）、幼稚園、学校においては、子どもを注意深く観察することで虐待の早期発見を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ウ) 訪問による虐待防止活動の推進

乳幼児健診未受診者への訪問による受診勧奨や新生児訪問指導及びこんにちは赤ちゃん事業等の訪問活動においては、虐待の発見・防止の視点を持ち、子どもの状態の把握、保護者の不安の悩みに対する相談と適切な助言・指導等を行い、保護者の心の安定を計ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

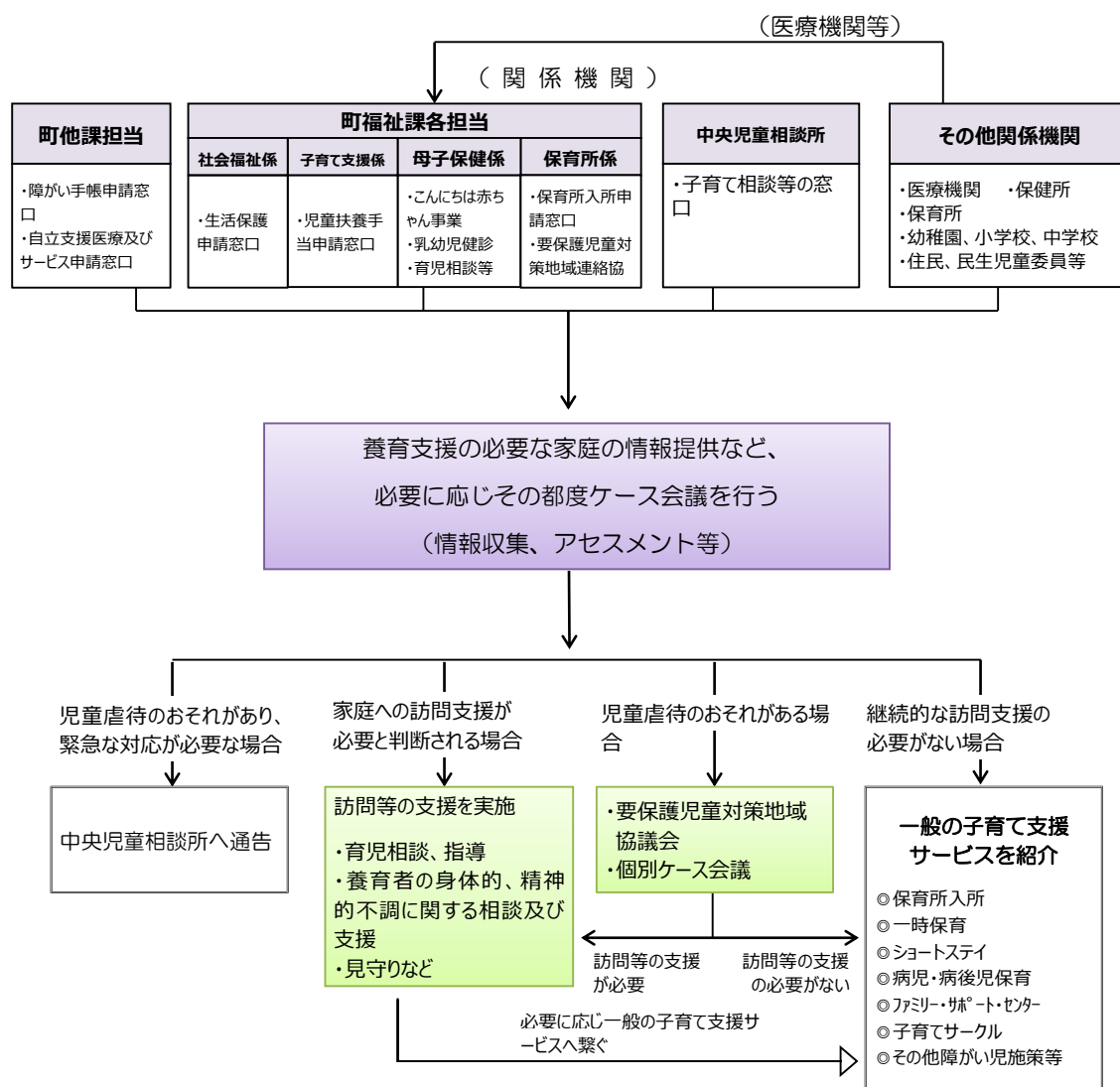
(エ) 養育支援訪問事業の推進

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図ります。

具体的な支援内容としては、産後の育児支援や簡単な家事等の援助、未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に関する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援などを行ってまいります。さらに、関係機関との円滑な連携のため、更なる要保護児童対策地域協議会の組織強化を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課	新規

図表 5-4 実施フロー図 (案)



イ 障がい児施策の充実

(ア) 健診による発達の支援が必要な子どもの発見精度の向上・充実

発達障がい者支援法の施行により、発達障がい児の早期発見に留意した1歳6カ月健診、3歳児健診の健診精度の充実が図られました。

問診票は、平成23年度に改訂されたものを使用しており、健診スタッフは研修等を受講し、判断基準の統一化を図っています。平成24年度から、子育て相談として心理士を配置したため、健診における子育て相談や健診後のフォローがより強化されました。健診後は保健師及び栄養士、心理士間で健診の振り返りを行い情報共有しています。

保育所（園）、幼稚園と連携した発達障がいの把握を行います。また、就学前までに発達障がい児の特性がより明確に現れることから、3歳児健診以降、就学に至る以前に発達障がいの発見を目的とした「5歳児健診」の実施を検討し、健診内容の充実を図ります。健診後は、発達の支援が必要な子どもの増加が見込まれるため、健診後のフォローを行うための支援の体制づくりについても検討します。

次世代後期の実施状況 (平成22年度～平成26年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成27年度～平成31年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

(イ) 親子通園事業の充実

心身等に発達の遅れが心配される小学校就学前の児童を対象に親子通園事業「あゆみ」を坂田児童館で実施しています。「あゆみ」では、親子で一緒に通い、保育所（園）や幼稚園での集団生活になじむよう、遊びを通じた生活指導や基本的な生活習慣を目指した指導等を行っています。また、親子関係を大事にし、子どもの情緒安定を図っています。

さらに、臨床心理士による巡回相談も行っており、親子が安心して通園できる体制をつくっています。平成24年度からは事業内容の充実を図るため、専門性の高い民間業者へ事業委託を実施しています。

次世代後期の実施状況 (平成22年度～平成26年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成27年度～平成31年度)
実施	福祉課	新規

(ウ) 親子療育事業の実施

健診により発達が気になる親子の支援の充実を図るため、試行的に実施していた健診後フォロー教室を、親子療養事業として実施します。

気になる子どものみならず、子育てに不安を持つ親子も気軽に参加できるような子育て支援・発達支援の場としてのひろば作りを検討します。

保育所（園）に通っている児童については、園や巡回している臨床心理士と連携していきます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(エ) 健診後等支援体制の確立

親子通園事業での体験入園から入園につながらないケース、親子療育事業に参加していない子がいる家庭について、訪問等により子どもの状況把握や保護者の不安・悩みの相談相手となるとともに、関係課や専門家と連携した情報提供、助言を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(オ) 発達支援保育の充実

発達支援保育は、公立保育所 1 カ所、認可保育園 5 カ所で実施しており、平成 25 年 4 月 1 日現在では、18 名の子が入所しています。

これまでの 2 カ月に 1 回の巡回指導に加え、臨床心理士が全認可・認可外保育施設などへ巡回し、発達に関する個別相談の対応や、乳幼児期に関する関係者への発達に関する情報提供、支援サポートを行っており、発達支援保育の充実強化を図っています。

また、幼稚園については、全園で実施しており、平成 25 年 5 月 1 日現在、4 名の子が入園しています。特別支援教育実施指定園は、年 4 回、巡回指導を実施しています。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(カ) 療育の連続性の確保

発達障がいを含めた障がい児の適正教育のために、保育所（園）から中学校まで、連続した一貫性のある指導・対応が図れるよう、日頃から保幼小中の校種間で障がい児の情報交換を行い、入園、入学に際しては現場担当間で詳細な申し送りができるよう、連携を図ります。

また、関係者が障がい児の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記憶するサポートノート「えいぶる」について、保護者への周知と活用促進を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

(キ) 放課後児童クラブの障がい児預かりの充実

本町では、5カ所の放課後児童クラブで障がい児を受け入れています。受け入れの拡充を図る必要があります。しかし、指導員の専門知識がない状態で保育をしているため、保育所同様、臨床心理士による巡回相談が必要であると考えられます。

今後は、障がい児の受け入れに関し、指導員の保育相談等ができる居場所づくりの検討、各所研修会の情報提供と参加について継続します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

(ク) 特別支援教育の充実

発達障がいを含め、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、平成 19 年度より学習活動や学校生活上の支援を行う特別支援教育支援員を小中学校の状況に応じて配置しています。

今後も、特別支援教員支援員の資質の向上を図るため研修等の実施や校内委員会を活用しながら特別支援教育への理解を深めます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

ウ ひとり親家庭の自立支援の推進

(ア) 母子・父子家庭医療費助成

母子・父子家庭の児童とその父母及び父母のいない家庭の養育者について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 児童扶養手当の支給

父母の離婚などで、父親（または母親）と生計を同じくしていない児童を養育している母親（または父親）、養育者に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、児童扶養手当を支給します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ウ) 保育所（園）優先入所推進

今後とも、母子・父子家庭の保育所（園）の優先入所を推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(エ) 相談・情報提供の充実

母子家庭等の自立生活を支援するために、多様な相談に対応し必要な助言・指導を行うとともに、自立支援のための各種制度（経済的援助、福祉資金の貸付制度、就労支援制度等）の情報提供と利用支援の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

エ 低所得・生活保護世帯への自立支援の推進

(ア) 就学援助事業の推進

今後とも、経済的な理由で就労が困難な児童生徒の保護者に対し、学校用品費の援助を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 低所得者等世帯への学習支援の推進

本町では、沖縄県の事業で子育て総合支援モデル事業を平成 25 年度から実施しております。本事業は、子育て世帯（準要保護世帯）の親に対する就労支援や養育支援と、子どもに対する学習支援等を総合的に行い、貧困の連鎖を防止することを目的とした事業です。

利用実績は平成 25 年度が 20 名、平成 26 年度が 45 名となっております。

引き続き、低所得者世帯へのための学習支援を推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課・教育総務課	新規

（６）子ども等の安全の確保

ア 道路交通環境の整備と交通安全教育の推進

（ア） 交通安全環境の点検・整備推進

車の滑り止め舗装や道路区画線の設置等交通安全施設の整備を進めるほか、通学路について定期的に除草及び清掃を行うなど、子ども等を交通事故から守る道路環境づくりを継続して推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	総務課・土木課・教育総務課	継承実施

（イ） 交通安全思想の普及啓発

関係機関・団体等と連携した、地域への交通安全思想の普及啓発を行います。PTA と連携し、通学路横断歩道での立哨を推進します。また、町 3 役及び課長による月 1 回の立哨も継続します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	総務課	継承実施

（ウ） 交通安全教育・指導の推進

関係機関・団体と連携して、幼稚園児や小学 1 年生を対象とした交通安全指導を継続して行います。保育所（園）、幼稚園、学校の散歩や遠足等の施設外の活動においては、今後とも交通ルールや安全確認等について意識的に声かけをし、安全確保の指導を行います。

子ども達にとって身近で手軽な乗り物として利用している自転車について、子どもや保護者への安全な乗り方、点検・整備の方法などの実技指導を行い、自転車事故を防止します。

安全マップを作成、活用し、子どもや保護者への道路・交通等の危険箇所の周知徹底を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課・福祉課・総務課	継承実施

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(ア) 夜間パトロールの推進

青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、今後とも県及び関係機関・団体、PTA 等と連携した、地域の夜間巡回指導を行い、青少年の深夜徘徊、飲酒、喫煙等問題行動の防止を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(イ) 地域防犯体制の構築

子どもをはじめ地域住民を犯罪被害から守るために、住民による自主防犯組織の組織化を推進するとともに、青色パトロール隊やシルバー子どもを守り隊などの自主防犯組織の活動を支援します。また、学校、家庭、地域が連携して、通学路の安全点検や登下校時のパトロール等ができる地域防犯体制づくりを推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(ウ) 防犯指導の充実

学校においては、安全マップ等を活用し、子どもや家庭に対し、地域の人気のない場所、うす暗い場所等の危険箇所や「子ども 110 番の家」の場所の周知と活用方法の徹底を図ります。警察等と連携し、犯罪防止のために不審者等必要な情報提供及び対処方法について、情報提供を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	総務課	継承実施

(エ) 防犯環境の整備

夜間における犯罪を防止するため、防犯灯、街路灯を財源確保と併せて、計画的な整備を進めます。また公園についても防犯上の視点に留意した施設整備を進めます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	土木課・総務課	継承実施

ウ 安心して外出できる環境の整備

(ア) 子育てにやさしい整備等の充実（ユニバーサルデザイン）

バリアフリー化のみならず、ユニバーサルデザインの視点から、公共施設における授乳室やおむつ交換スペース、子どもと一緒に入れるトイレ、キッズコーナー等の設備を行うなど、子育て家庭にやさしい設備を整えていきます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・生涯学習課	継承実施

(イ) 行事等における子育て支援

子育て中の保護者が安心して、講演会等に参加できるよう、講座等の開催場所で乳幼児を保育してもらえる体制づくりを進めます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施